

The background features a series of thin, parallel green lines that curve from the top left towards the right, creating a sense of depth and movement. Below this, there is a solid green area that transitions into a lighter green gradient at the bottom.

卷末資料

1. 用語集

	単語	説明
英字	AR	「Augmented Reality (拡張現実)」の略で、現実の風景にコンピューターで作った仮想の情報を重ねて表示する仕組み。スマートフォンなどのレンズ越しに見ることができる。
	BMX	「Bicycle Motocross(バイシクルモトクロス)」の略で、自転車競技の一種。専用の自転車を使用して、早さやアクロバティックな技を競う。
	ICT	「Information and Communication Technology (情報通信技術)」の略で、情報や通信に関する技術の総称。
	QOL	「Quality of Life(生活の質)」の略で、一般的に一人ひとりの人生の内容の質や社会的に見た生活の質のことを指し、人がどれだけ人間らしい生活や自分らしい生活を送り、人生に幸福を見出しているか、ということをも尺度として捉える概念。
	SNS	「Social Networking Service (ソーシャル・ネットワーキング・サービス)」の略で、登録された利用者同士が交流できるインターネット上の会員制サービスの一種。個人だけでなく、企業や自治体においても情報発信の手段として活用されている。
	VR	「Virtual Reality (仮想現実)」の略で、専用のゴーグル等をつけることなどによって、コンピューターによって創り出された仮想的な空間などを現実であるかのように疑似体験できる仕組み。
あ	アーバンスポーツ	スケートボードやスポーツクライミング、BMXなどの都市型スポーツの総称。
	アウトドアスポーツ	海や川、山、空など、自然の中で活動するスポーツの総称。ハイキングや登山、サーフィン、スキーなどがあげられる。
	eスポーツ	「Electronic Sports (エレクトロニック・スポーツ)」の略で、コンピューターゲーム、ビデオゲームを使った対戦をスポーツ競技として捉える際の名称。広義には、電子機器を用いて行う娯楽、競技、スポーツ全般を指す。
	いきいき百歳体操	筋力向上に効果の高い、おもりに使ったトレーニング。日常生活で必要とされる動作、それらに必要な筋力とバランス能力を高める。

単語		説明
	インクルーシブスポーツ	共生社会の実現に向けて、障がいの有無や程度、年齢、性別に関わらずすべての人が一緒に楽しめるスポーツの考え方。モルックやボッチャなどのように、同じルールの中で高齢者と子供、障がいのある人とない人などが一緒に実施できるものなどがある。類似に「ユニバーサルスポーツ」がある。
か	クライミング	突起物のついた人工壁を登り、速度・難易度・到達地点などを競う競技。東京 2020 オリンピックで新たに正式種目として採用された。
	健康寿命	日常生活が制限されることなく、健康に生活できる年齢の平均値。平均寿命（亡くなった年齢の平均値）とは異なる。
	高齢化率	そのエリアに住む全人口のうち、65 才以上の人口が占める割合。
さ	障がい者スポーツ	障がいがある人が主体となっていくスポーツ全般。狭義には、障がいがあってもスポーツ活動ができるように、一般的な種目のルールを障がいに応じて変更したものや、独自に開発された種目をさす場合にも用いられる。
	吹田市公共施設（一般建築物）個別施設計画	市の公共施設のうち一般建築物を対象に、「供給」「品質」「財務」の視点から個々の施設の具体的な対応方針を示した計画。
	吹田市体育協会	吹田市のスポーツの振興、スポーツの普及・競技力の向上を図り、市民の心身の健全な発達、市民生活の向上・発展に寄与することを目的とする公益社団法人。種目別連盟 36 団体で組織し、スポーツ大会や教室の企画運営、公認スポーツ指導員の養成確保を行う。
	吹田市体育振興（協議）会	市内の 33 地区にそれぞれ組織され、各地区住民を対象としたいろいろなスポーツ事業の企画・運営にあたる団体。スポーツ推進委員、社会体育リーダー等で構成されている。
	吹田市第 4 次総合計画	吹田市の目指すべき将来像を描き、総合的・計画的にまちづくりを進めていくうえでの基本的な方針を定めたもの。計画期間は令和元年度（2019 年度）から令和 10 年度（2028 年度）までの 10 年間。

単語	説明
すいた笑顔(スマイル)体操	吹田市制施行 70 周年を記念して、市が独自に制作した体操。
スクリーンタイム	1日当たりのテレビ、スマートフォン、ゲーム機など画面(スクリーン)を備えた電子機器を使う時間。
スポーツ関係団体	市と連携しながら、身近な地域でスポーツの普及や技能向上など市民のスポーツ推進に取り組んでいる団体。吹田市体育協会や吹田市スポーツ推進委員会、吹田市社会体育リーダー協議会などがあげられる。
スポーツコミッション	地方公共団体、スポーツ団体、民間企業等が連携して、スポーツを通じた集客により地域社会への貢献をめざす組織の総称。
スポーツ振興法	昭和 39 年(1964 年)の東京オリンピック開催を契機として、スポーツを国民に普及させるために、国と地方公共団体がやるべきことを定めた法律。昭和 36 年(1961 年)6 月 16 日制定。
スポーツツーリズム	スポーツ施設やスポーツイベントを食、健康などの幅広い分野と結びつけて観光を提案し、まちの活性化に繋げる試み。
スポーツボランティア	報酬を目的とせず、地域におけるスポーツクラブやスポーツ関係団体、スポーツイベント等の活動を支援する人。スポーツ関係団体の役員や会員、スポーツイベントの手伝い等だけでなく、地域のスポーツチームでの指導や送迎、道具の準備など幅広い活動を含む。
た な は	トレイルランニング
な	ノルディックウォーキング
は	バリアフリー
ビッグデータ	デジタル化の進展やネットワークの高度化などによって、日々生成・蓄積される膨大なデータの総称。
ビュースポット	景観を美しく眺めることができる場所。
ひろば de 体操	誰もが気軽に体操をする機会づくりとして、公園や商業施設などで、週 1 回 20 分程度の吹田市オリジナル体操を実施する取組。

	単語	説明
	部活動外部指導者	顧問の教諭等と連携・協力しながら部活動のコーチ等として専門的な知識や技術の指導のみを行う者。
	部活動指導員	校長の監督下で顧問の代わりに単独で部活動の指導・引率ができる者。
	フレイル	年齢とともに心身の活力(筋肉や認知機能など)が低下して、要介護状態に近づくこと。対策をとれば、健康な状態に戻ることも可能。
	ホームタウン	プロスポーツチームなどの本拠地となるまち。
	ボルダリング	突起物のついた人工壁を登り、速度・難易度・到達地点などを競うスポーツクライミングの一種目で、安全確保のロープを使用せず、4～5m程度の高さの壁を登る。
や	ユニバーサルデザイン	障がいの有無、年齢、性別、人種等に関わらず、多様な人々が利用しやすいように、はじめから誰でも利用しやすく、暮らしやすい社会となるように、まちや建物、もの、しくみ、サービスなどを提供していこうとする考え方。
ら	ライフステージ	人生の節目となる出来事(出生、入学、卒業、就職、結婚、出産、子育て、退職等)によって区分される生活環境の段階。
	レクリエーションスポーツ	年齢に関わらず、生涯を通して誰でも楽しんで行うことのできるスポーツで、勝敗にこだわらず、レクリエーションの一環としてスポーツを楽しむことを目的とする。
わ	ワールドマスターズゲームズ	4年ごとに開催される生涯スポーツの国際総合競技大会。年齢がおおよそ30歳以上であれば、スポーツ経験や実績、障がいの有無を問わず誰でも参加できる。

2. アンケート実施概要

(1) 調査目的

本調査は、市民の皆さまやスポーツ施設利用者の運動・スポーツの実施状況や意識、ニーズ等の現状、また普段よりスポーツの推進に携わる団体の方々の活動状況や今後の意向等を把握し、「吹田市スポーツ推進計画」策定のための基礎資料をすることを目的に実施しました。

(2) 調査概要

項目	市民アンケート	施設利用者アンケート	団体アンケート
調査対象者	吹田市内に在住の 18～79歳の市民	スポーツ施設利用者	スポーツの推進に 携わる団体
調査期間	令和4年(2022年)10月19日(水)～11月4日(金)		
調査方法	・郵送配布・郵送回収による本人記入方式 ・Web調査	・市内スポーツ施設利用者への配付による本人記入方式 ・Web調査	郵送配布・郵送回収による本人記入方式
配布数	2,000件	750件	240件
有効回収数	624件	499件	183件
有効回収率	31.2%	66.5%	76.3%

(3) 調査内容

調査の種類	調査内容
市民アンケート	<ol style="list-style-type: none"> 1 運動・スポーツの実施状況について 2 スポーツの観戦状況、ガンバ大阪について 3 スポーツに関するボランティアについて 4 近年注目されているスポーツについて 5 吹田市のスポーツに関する取り組みについて 6 吹田市のスポーツ施設について
施設利用者アンケート	<ol style="list-style-type: none"> 1 運動・スポーツの実施状況について 2 吹田市のスポーツ施設について 3 近年注目されているスポーツについて 4 吹田市のスポーツ施策について
団体アンケート	<ol style="list-style-type: none"> 1 団体の活動・運営状況について 2 吹田市のスポーツ施設について 3 近年注目されているスポーツについて 4 吹田市のスポーツ施策について

3. 策定経過

年度	月	策定会議	庁内会議・作業部会	その他
令和4年度 (2022年度)	8	令和4年度第1回策定会議 (令和4年8月31日) ・計画策定業務について ・アンケート調査の実施について	庁内会議 (令和4年8月22日) ・計画策定業務について ・アンケート調査の実施について	
	9			
	10		作業部会への照会 (令和4年8月26日～9月1日) ・アンケート調査票について	アンケート調査 (令和4年10月19日～ 11月4日)
	11			
	12			
	1	令和4年度第2回策定会議 (令和5年1月16日) ・アンケート調査の結果について ・基本目標(案)について	作業部会 (令和5年1月20日) ・計画策定業務について ・アンケート調査の結果について ・基本目標(案)について	
	2			
3	令和4年度第3回策定会議 (令和5年3月27日) ・計画(骨子案)について	作業部会への照会 (令和5年1月25日～2月8日) ・各施策に紐づく各室課の取組について		
令和5年度 (2023年度)	4			
	5			
	6	令和5年度第1回策定会議 (令和5年6月19日) ・計画及び方針(素案)について		
	7		作業部会 (令和5年7月6日) ・計画及び方針(素案)について	
	8	令和5年度第2回策定会議 (令和5年8月17日) ・計画及び方針(素案)について		
	9		作業部会への照会 (令和5年7月13日～7月24日) ・各施策に紐づく各室課の取組について	
	10	令和5年度第3回策定会議 (令和5年10月30日) ・計画及び方針(素案)について ・パブリックコメントの実施について	作業部会・庁内会議 (令和5年10月4日、10月12日) ・計画及び方針(素案)について ・パブリックコメントの実施について	
	11			
	12		作業部会への照会 (令和6年1月10日～1月12日) ・用語集の確認について	パブリックコメント (令和5年12月1日～ 令和6年1月4日)
	1	令和5年度第4回会議 (令和6年2月5日) ・パブリックコメントの結果について ・計画及び方針(案)の承認	作業部会・庁内会議 (令和6年1月15日、1月22日) ・パブリックコメントの結果について ・計画及び方針(案)について	
	2			
3	吹田市スポーツ推進計画及び吹田市スポーツ施設整備方針の策定			

4. 策定会議委員名簿

	区分	委員氏名	団体名等
1	学識経験者	富山 浩三	大阪体育大学 教授
2	学識経験者	祐末 ひとみ	びわこ学院大学 講師
3	学識経験者	松井 孝典	大阪大学大学院工学研究科 助教
4	スポーツ関係団体	下岡 正美	公益社団法人吹田市体育協会 専務理事
5	スポーツ関係団体	孫田 真理子	吹田市スポーツ推進委員会 副会長
6	スポーツ関係団体	山本 雅子	公益財団法人吹田市健康づくり推進事業団 専務理事
7	障がい者スポーツ関係団体	水谷 充規	吹田市障がい者体育祭実行委員会 会長
8	スポーツ施設指定管理者	望月 慎也	美津濃株式会社
9	スポーツ施設指定管理者	前田 将太	株式会社ガンバ大阪
10	プロスポーツ運営関係団体	村林 紘行	パナソニックスポーツ株式会社
11	公募市民	中野 悠太郎	
12	公募市民	林 龍之介	

5. 各種会議設置要領

(1) スポーツ推進計画（スポーツ施設整備方針）策定会議

吹田市スポーツ推進計画（スポーツ施設整備方針）策定会議設置要領

（目的）

第1条 スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第10条第1項の規定により、本市のスポーツ推進の方向性を明らかにした吹田市スポーツ推進計画（スポーツ施設整備方針）を策定するにあたり、必要な意見、又は助言を聴取することを目的とし、吹田市スポーツ推進計画（スポーツ施設整備方針）策定会議（以下「策定会議」という。）を設置する。

（意見等を聴取する事項）

第2条 策定会議において意見等を聴取する事項は、次のとおりとする。

- (1) スポーツ推進計画の策定に関すること
- (2) スポーツ施設整備方針の策定に関すること
- (3) その他、スポーツ振興に関すること

（構成）

第3条 策定会議は、委員12名以内をもって構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから吹田市長が選任する。

- (1) 学識経験を有する者 3名以内
- (2) 市内スポーツ関係団体が推薦する者 3名以内
- (3) 障がい者スポーツ関係団体が推薦する者 1名以内
- (4) 市内公共スポーツ施設の指定管理者 2名以内
- (5) 市内でプロスポーツチームの運営に携わる団体 1名以内
- (6) 市内に在住し、20歳以上の者のうちから公募により選定する者 2名以内

3 委員の選任期間は2年とする。ただし、委員が欠けた場合に選任する委員の選任期間は、前の委員の選任期間の残期間とする。

4 委員は、再度選任することができる。

（委員長および副委員長）

第4条 策定会議に委員長及び副委員長を置き、委員のうちから市長が指名する。

（会議）

第5条 策定会議は、市長が招集する。

2 委員長は、策定会議の議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(委員以外の者からの意見の聴取等)

第6条 市長は、必要に応じ委員以外の者に、策定会議への出席を求めて、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 策定会議の庶務は、都市魅力部文化スポーツ推進室において処理する。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、策定会議の構成及び運営について必要な事項は、都市魅力部長が定める。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

(2) スポーツ推進計画（スポーツ施設整備方針）庁内会議

吹田市スポーツ推進計画（スポーツ施設整備方針）庁内会議設置要領

（目的）

第1条 本市におけるスポーツ推進計画（スポーツ施設整備方針）を策定するにあたり、スポーツ推進の方向性の明確化、また計画的な施設整備の決定及び充実、老朽化した施設や設備の改修計画などについて、庁内の各関係機関で検討することを目的として、吹田市スポーツ推進計画（スポーツ施設整備方針）庁内会議（以下「庁内会議」という。）を設置する。

（意見等を聴取する事項）

第2条 庁内会議において意見等を聴取する事項は、次のとおりとする。

- （1）スポーツ推進計画の策定に関する事項
- （2）市内スポーツ施設の配置及び充実、廃止、統合に関する事項
- （3）市内スポーツ施設、スポーツ設備の改修等に関する事項
- （4）前3号に掲げるもののほか、都市魅力部長が必要と認める事項

（構成）

第3条 庁内会議は、別表に掲げる関係部の部長をもって構成する。

2 庁内会議に会長を置き、都市魅力部長をもって充てる。

3 会長は、庁内会議を代表し、会務を総理する。

4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長のあらかじめ指名する者がその職務を代理する。

（作業部会）

第4条 第2条に定める事項を円滑に処理するため、庁内会議に作業部会を置くことができる。

2 作業部会は別表に掲げる関係室課から推薦された課長級以上の職にあるもの、及び課長代理級以上の職にある一般事務（体育）をもって構成する。

3 作業部会に部会長を置き、文化スポーツ推進室長をもって充てる。

4 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、部会長のあらかじめ指名する者がその職務を代理する。

（会議）

第5条 庁内会議は会長が、作業部会は部会長が、それぞれ必要に応じて招集し、その議長となる。

（委員以外の者からの意見の聴取等）

第6条 会長及び部会長は、必要に応じ委員以外の者に、会議への出席を求めて、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 庁内会議及び作業部会の庶務は、都市魅力部文化スポーツ推進室において処理する。

(委任)

第8条 この要領に定めるもののほか、庁内会議の構成及び運営に関し必要な事項は、都市魅力部長が定める。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

別表

部 名	室 課 名
行政経営部	企画財政室
児童部	保育幼稚園室
福祉部	高齢福祉室、障がい福祉室
健康医療部	健康まちづくり室 母子保健課、成人保健課
環境部	環境政策室
都市計画部	都市計画室、資産経営室
土木部	公園みどり室
学校教育部	学校管理課、教育未来創生室、学校教育室
地域教育部	まなびの支援課、青少年室
都市魅力部	文化スポーツ推進室